

事務連絡
令和6年1月9日

富山県
福井県
石川県
新潟県

民生主管部（局）
国民健康保険所管課（部）
後期高齢者医療制度所管課（部）
介護保険所管課（部）
後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省老健局介護保険計画課

令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施
について（要請・意向確認依頼）

令和6年能登半島地震による貴管内の被害の状況等を鑑み、被災者の医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に係る特別対策として、医療・介護の保険者等に別添の支援策の実施をお願いしたいと考えています。

つきましては、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(特別区を含む。)に係る貴管内保険者等における一部負担金・利用料の免除等の実施の意向について、下記の要領によりご確認、ご報告いただきますようお願いいたします。

記

- 被災者に対する一部負担金・利用料の免除等について、保険者等が以下のいずれかの意向を有するか。
 - 当該保険者等に加入する被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いが猶予され、さらに、猶予された分について免除すること。
 - 当該保険者等に加入する被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いが猶予されること。

③ 猶予・免除の意向がない。

2 報告期限 確認できるところから速やかにご報告願います。

※ ①②と回答いただいた保険者等におかれては、令和6年能登半島地震により被災した被保険者が保険医療機関・介護サービス事業所等にかかった際に混乱を招かないよう、今後、別途事務連絡等で、一部負担金・利用料の支払いの猶予の対象となる医療保険者・介護保険者として、全国の保険医療機関・介護サービス事業所等に対して保険者名等を周知させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。